

かく記事の比較的詳密に及んで居ることが本書の第一の特徴として尊重せられねばならぬ點である。以下この特徴の三四に就いて論述を試みよう。

一、この書には各州・縣の名を掲ぐる毎にその下に公廨及び戸・郷の數を示して居る。さて伊州に就いて掲げられた戸數と郷數とは元和郡縣志卷四十伊州の條下に、同じ體裁で掲げられた數と全く同一であつて、後者には「開元戸一千七百二十九 郷七」と記されてある。この開元戸といふのは兩唐書地理志の總序に郡・府・縣の戸數の調査の根據として居る開元二十八年の戸部の帳に據つたものに相違ないから、本書の戸數もまたこれに従つたものであること疑無い。元和郡縣志には各縣の戸數を擧げてゐないから、これについては比較の方法が無いけれども、思ふに本書各縣下の戸數も矢張り州の場合に於けると同様に、開元二十八年の戸帳に據つたものであらうし、伊州の下の郷の數が本書と郡縣志と同一であることも、また同様の事情に依るものであらう。かく考へて來ると本書州縣の下に戸・郷の數と共に一行に記されて居る公廨についての數も、またこの當時の調査に係るものかと思はれる。

殘卷には29行伊州について公廨七百卅千、41行伊吾縣について、公廨三百一千一十五、61行納職縣について、公廨二百一十五千、67行柔遠縣については、原本に遺脱があつたものと見えて、薄い墨で公廨の二字だけを記し、數は示されてゐない。思ふにこの薄墨の二字は校合の際に補入したものに外ならぬ。こゝに七百卅千、三百一千一十五、二百一十五千などゝ記された「千」は今も用ゐられて居る通り錢千文をいふ吊の義で、物價を示す文書<sup>⑩</sup>などにも既にこの時代に用ゐられて居る。それで公廨といふ文字の下にこれらの錢の數が記されて居るのは、その公廨の